

４－２ 介護認定に係る個人情報の取扱いについて（高齢相談係より）

介護認定一次判定の取扱いについて

介護認定結果については、一次判定を含めて被保険者の個人情報であり慎重な取扱いをしているところです。

一次判定の結果について、ケアマネジャーからの問い合わせに対応しているのは、介護支援計画の作成が遅れ、利用者に不利益が生じることを防ぐ目的で提供しているもので、提供後も個人情報であることに何ら変わりありません。

しかしながら、利用者やその家族から一次判定の結果を聞いたことによる問い合わせを受けることがあります。

今後このようなことがないようお伝えした情報の取扱いには十分注意していただきますようお願いいたします。

介護サービス計画を作成するための認定審査会資料等関係書類の閲覧申請書の取扱いについて

閲覧申請書の提出について、事前にFAXで送信し、窓口で交付しているところです。

FAXの送信時は、誤送信による個人情報漏洩防止の観点から被保険者番号（被保険者番号が不明の場合は、氏名を1文字おきに伏字にする又はカタカナ表記にする）及び認定日のみ記入するよう改めてお願いいたします。

また件数が多い場合は、書類作成に時間を要するため、受取希望時間を記載するなどの対応をお願いいたします。その際、件数によっては希望された時間に対応できないこともあります。

引き続きお渡しした情報の取扱いには十分注意し、介護サービス計画作成のみに利用していただきますようお願いいたします。